

健康福祉部長兼福祉事務所長（中村直人君）

御質問のがん対策推進条例の制定及びがん撲滅都市宣言についてお答えをいたします。

まず、がん対策推進条例の制定に関し、県や医療機関との調整はどうなったのかというお尋ねでございますが、がん対策推進条例の制定については、がん診療連携拠点病院や医療機関との連携・調整を初め、高度医療など専門的な体制整備が必要と考えており、医療機関が参加する石川中央医療圏保健医療計画推進協議会など、県の地域医療に関する会議での情報収集に努めてきたところでございます。

次に、がん撲滅都市宣言について市民への意見聴取につきましては、平成 23 年に白山市健康プランの中間見直しのために、市民約 2,600 人に対し意識調査を実施したところ、がん検診の無料化、市広報にがん早期発見の記事の掲載、禁煙の啓発など、がん対策に関する多くの声が寄せられたところでございます。

これを受けて、市では従来のがん無料クーポン券やダイレクトメールの発行のほか、平成 24 年度からは P E T 検診において年齢制限をなくすなど、がん検診の受診機会の拡大を図っております。

お尋ねのがん対策推進条例の制定につきましては、県や石川中央医療圏の関係自治体との調整や合意形成も必要であり、本市独自の制定は課題が多く、現段階での条例制定は非常に難しいものと考えております。

なお、近年、他県の例を見ますと、県、それから政令都市レベルでの条例制定が行われていることから、県レベルでの条例制定が望ましいのではないかと考えております。

また、がん撲滅都市宣言につきましては、先進事例として福島県郡山市や会津若松市などで都市宣言がなされているようですが、今後これら実施自治体の都市宣言の効果等について検証してまいりたいと考えております。

以上です。